

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会（平成 29 年度第 1 回）

## 議事要旨

### 1 開催日時

平成 29 年 5 月 19 日（水）10 時 00 分から 12 時 00 分まで

### 2 開催場所

中央合同庁舎第 2 号館 3 階 消防庁第一会議室

### 3 出席者

#### （1）委員（敬省略、順不同）

田村 昌三（座長）、新井 充、岩田 雄策、芝田 育也、鶴田 俊、三宅 淳巳、  
八木 伊知郎

#### （2）オブザーバー

小野 優里

#### （3）事務局

秋葉 洋、岡澤 尚美、山本 真靖、中原 隆裕

### 4 配布資料

（資料 I - 1）火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（平成 28 年度）の概要

（資料 I - 2 - 1）「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

（資料 I - 2 - 2）「火災危険性を有するおそれのある物質」の危険指定の流れ（案）

（資料 I - 3）「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）

（資料 I - 4）消防活動阻害物質に係る指定要件の判断基準（事務局案）

（資料 I - 5）今後の検討会スケジュール（案）

[参考資料 I - 1] 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書（平成 28 年度）

[参考資料 I - 2] 消防法令抜粋（消防法上の危険物の定義、試験方法など）

[参考資料 I - 3] 一般化学物質等の製造・輸入数量（平成 27 年度実績）について

[参考資料 I - 4] 消防法令抜粋（消防活動阻害物質関係）

[参考資料 I - 5] 委員等名簿

[参考資料 I - 6] 開催要綱

[参考資料 I - 7] 平成 28 年度第 3 回検討会議事要旨

### 5 委員等紹介

参考資料 I - 5 により委員、オブザーバー及び事務局の紹介を行った。

### 6 座長選出

開催要綱（参考資料 I - 6）に基づく委員の互選により、田村委員が座長に選出された。また、座長から座長代理として、鶴田委員が指名された。

## 7 議事内容

(1) 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書(平成28年度)の概要」について

○事務局から資料I-1により説明を行った。

(2) 「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法(案)について

○事務局から資料I-2-1・I-2-2、参考資料I-2・I-3により説明を行った。

【委員】 第二次候補物質の選定の優先順位で、火災、爆発等に関与した可能性のある物質とされたものの調査期間を「過去5年間」としたことの根拠は何であるか。

今後の産業構造の変化等を考えれば、5年と区切りはつけないほうがよいのではないか。

【事務局】 優先順位①の「過去5年間」については、対象となる物質が初年度、優先順位①とされていたにもかかわらず、単年度では調査が完了しなかった場合、翌年度以降、優先順位が下がってしまうという事態が生じるおそれがあったため、今回、フローを見直すとともにこのような一文を付した。

「過去5年間」という期間については、5年間あれば過去の積み残しも含め全て調査完了できるであろうという見込みの期間である。

【座長】 この危険物質指定の流れを見直した趣旨としては、「過去に事故事例がある物質については、優先度を落とさず調査対象としたい」ということによろしいか。

【事務局】 そのとおり。

【座長】 単年度では調査が終了できないことも可能性としては考えられることから、5年という期間に深い根拠はないかもしれないが、積み残しをなくし、漏れのないようにということか。

【事務局】 そのとおり。

5年という期間については、委員の方々に御検討いただき、削除が適当という結論に至れば、削除してもなんら問題ないと考える。

【委員】 5年で調査を終えられなければ改めて実施するとか、あるいは、5年という期間は削除してしまうかのいずれかではないか。

【事務局】 この件については、過去に事故事例がありながら、実施されていないものが現にあるということではない。今後このような事案が発生するおそれがあることから、仮に出てきた場合に調査漏れを出さないようにという趣旨である。

【座長】 そのような趣旨であれば、5年という期間は削除してよいのではないか。むしろ、積み残しの物質について調査を行うという内容の一文を加えていただきたい。

【事務局】 承知した。それでは5年という期間は削除する。

【委員】 製造輸入量 100 t というのは、今後の産業構造の変化も鑑み、関係業界、関係省庁等から情報収集し、長期的な視点ではいずれ見直すことも考慮しては如何か。

【座長】 御意見として頂戴させていただく。

ちなみに、危険物の規制ということについては、製造、貯蔵、輸送、消費及び廃棄のいずれも含むと解してよいか。

【事務局】 そのとおり。

【座長】 ということであれば、委員からの意見も踏まえ、モニタリングなどにより必要が生じた場合、見直しも含めて検討するということとしては如何か。

【事務局】 承知した。

(3) 「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」の調査方法（案）について

○事務局より資料 I-3 により説明を行った。

【委員】 資料 I-3 で、『常温』とは、温度 20 °C をいう。とされているが、あえて資料 I-4 指定事項において、25 °C で換算していることにはどのような意味があるのか

また、資料 I-4 で「4時間」とあるが、実際の消防活動を考慮すればあまり現実的な時間ではない気もするが如何か。

【事務局】 まず、25 °C による換算としたのは、GHS の分類ガイダンスを引用したためである。この場合、法令上の定義との整合は考慮していない。

しかしながら、本日の検討会において、20 °C とすべきとの結論に至った場合は、そのようにさせていただく考えである。

【座長】 このことについては、消防活動時に消防活動阻害物質から発生する気体及び蒸気による影響を考えた場合、GHS による国際整合を図ることを考慮し導入したことと思う。

法令上の「常温」としての 20 °C と、今回の消防活動阻害物質に関する判断基準に差異があるようだが。

【委員】 「製造」という観点では疑問が残るが、25 °C の方が 20 °C よりも蒸気圧が高く、危険側に見積もっているため差し支えないのではないか。

【委員】 20 °C か 25 °C かという議論はあるが、この場合の換算定数は 1 % 程度であるため、厳密にいえば違いはあるかもしれないが許容範囲ではないか。

ただし、計算式自体はわかりづらいかもしれない、補足を入れるなど見る人が誤解しない文面とした方がよいのでは。

【座長】 有害な気体が複数発生した場合の相乗効果は難しい課題だが、新たな知見が示された段階で見直しを検討することとし、当面は GHS によって国際整合を図りながら実施していくことが現実的ではないかと考える。

【事務局】 次に、なぜ 4 時間であるのかという点については、既に基準として毒劇物の判定に用いられており、更に 4 時間という時間は、実際の災害活動より安全側で見積もっていることによる。

【委 員】 承知した。

【座 長】 実際の消防活動の時間はどのような状況か。時間により交代するのか。

【事務局】 20～30分で交代する場合が一般的であるが、大規模な火災では同じ隊員が繰り返し進入することもあり得る。これを考えれば、4時間という時間については妥当性があると考える。

【座 長】 4時間を考慮しておけば、一般的な火災では安全側であり問題ないということか。

【事務局】 そのとおり。

【座 長】 厚労省のオブザーバーの方はご意見など如何か。

【オブザーバー】 基本的に全て安全側で見積もっており問題ないと考える。

【委 員】 資料I-4については、「GHSガイダンスから引用」などと記載した方がよいのではないか。

【事務局】 承知した。

【委 員】 資料I-4の補足事項1については、「混合気体1mol当たり」等の記載が必要ではないか。

【事務局】 承知した。

【座 長】 資料内容に修正箇所等がいくつかあるが、本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえた上で調査等を進めていただきたい。

【事務局】 承知した。

#### (4) 今後の検討会スケジュール（案）について

○事務局から資料I-5により説明を行った。委員から特段の意見はなかった。

#### (5) その他

○事務局から第2回検討会及び第3回検討会の開催日程の調整を行った。

※検討会終了後、電子メールで委員等のスケジュールを最終確認した結果、第2回検討会を平成29年9月7日（木）13時30分から、第3回検討会を平成30年3月6日（火）10時から開催する予定となった。

以上